

平成 26 年度

静岡県立大学短期大学部

自己点検・自己評価報告書

静岡県立大学短期大学部

自己点検・自己評価委員会

はじめに、今年度の自己点検自己評価項目と目的について記したい。

自己点検自己評価は、平成 14 年度に学校教育法が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定を法律上明示（施行は平成 16 年度から）することが規定されたことから、各大学で実施されている。そして、『大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うこと。』とされている。

そこで、今年度の本学における自己点検自己評価であるが、学内評価体制と評価の実際について行いたい。

これは、本学は、社会からの大学に対する普遍的な要請と、地域、時代の要請とに従い、個性豊かで特色ある教育研究活動等を展開するために、大学としての自主性、自律性を重んじつつ、教育・研究水準の維持向上を図り、自らの活動を点検・評価し、大学の質を自ら保証することが必要であると考えているからである。

そのためには、大学の掲げる理想の実現のために、機関としての点検・評価システムおよび各教員が個人で行う自己点検の現状を明らかにしつつ、それらが効率的、実効的なものであるかを定期的に検証する必要がある。

さらに本学は開学以来の大きな組織変革を迎えている現状にある。すなわち、看護学科の廃学科と一般教育教員群の欠員の不補充とによる絶対的な人的パワーの弱化である。これに対応するためには、さらなる組織の効率化を図らなければならないと考える。そのポイントは、まず意思決定と実行機関との速やかなシームレスな連携にあると考える。たとえば、第 2 章で述べる、自己点検・自己評価委員会と改善実施委員会との関係のように、設置されてはいるものの、現在あまり実効的な運用がなされていない例がみられる。改善のためには現状の点検とムダの洗い出しが必要であり、本年度における点検評価の目的の一つはここにある。

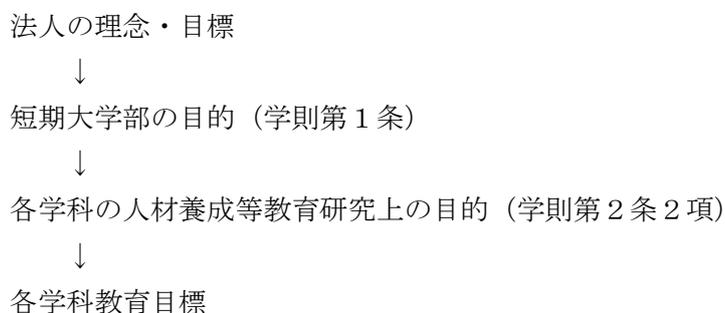
すなわち、平成 26 年度の自己点検自己評価は、大学の質保証における諸問題を洗い出すために学内評価体制の点検評価を行うことを主たる事業とする。

第1章 本学の理念・目的について

1. 法人化後の理念

大学が質保証を考える場合、保証さるべきものは何かという自問を抜きにすることはできない。そして、その根源にあるものは大学が掲げる理念である。大学の全ての活動はこの理念の実現に究極の目的があるので、質保証を論じる際にこれが必須であることは言うまでもない。

平成20年度の認証評価報告書に、法人化以後、静岡県公立大学法人静岡県立大学の理念（以下、法人の理念）と各学科の掲げる理念との間の混同が危惧されるとの記述がある。このため、学科の理念を廃し、



と一直線にすべく変更を行ったとある。

しかしながら、それぞれの内容を見ると、必ずしもこのような階層構造で構成されているものではないことが、あるいは十分に検討したにもかかわらず、結果として表れていないことが分かる。これは法人の理念と短期大学部の目的とは同じ次元のものであるが、各学科の人材養成等教育上の目的は独立したものであるからである。また、短期大学部、各学科に理念が存在しても何も矛盾はないとも考える。「危惧」の実態は、理念、目的、目標という概念の不十分な把握と、短期大学部の目的の空文化にあったのではないかとも思われる。

そもそも、理念と目的とはそれぞれの大学によってとらえ方が異なると思われる。たとえば、宗教を基盤とした大学では、教義に基づく人間教育が理想であり、学問研究はその理想の下に開花するのである。これに対し、国公立大学では大学に求められる普遍的使命の実現こそが理想であり大学存立意義である。公立大学においてはそれぞれの地域に貢献することがこれに加わる。これを理念と称するか目的と称するかは各大学における任意であると考えられる。

そこで、法人の理念と短期大学部の目的との関係を検証し、各学科において、あえて再び学科の理念とするものは何かを1.3において整理することとした。

1.1 法人の理念

平成18年3月静岡県議会において公立大学法人定款案及び評価委員会設置条例案が承認

された。平成 19 年 4 月 1 日に法人化した静岡県公立大学法人静岡県立大学（以下、静岡県立大学）は、平成 19 年 7 月 26 日に教育研究審議会の議を経て、新たに法人の理念を次のように定めた。

- ・静岡県立大学は、たゆみなく発展する大学を目指します。
- ・静岡県立大学は、卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進します。
- ・静岡県立大学は、学生生活の質(QOL)を重視した勉学環境を整備します。
- ・静岡県立大学は、大学の存在価値を向上させる経営体制を確立します。
- ・静岡県立大学は、地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指します。

この理念は、公立大学法人傘下の 5 学部と大学院、短期大学部、研究所の総力を結集して「県民の誇りとなる価値ある大学」の実現に向け教育研究活動を実践するとの前提の下に、静岡県公立大学法人全体として取り組む姿勢を示したものである。

この理念に基づき以下の目標が掲げられている。

教育

学生を第一に考え、学生生活の質(QOL)の向上を図り、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供することで、社会に貢献できる有為な人材を育成します。

研究

静岡県の最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進します。

地域貢献

県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元します。

国際交流

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、また世界に情報発信することにより、静岡県の国際交流の強力な推進力となります。

あらゆる行動はこれらの理念および目標の実現に向けたものであり、同時に大学の質を保証する諸活動（中期目標、中期計画など）の指針となっている。

これを近隣の公立大学と比較してみる。

首都大学東京

「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学

術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じ、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与する。

山梨県立大学の理念と目的

グローバルな知の拠点となる大学

未来の実践的担い手を育てる大学

地域に開かれ地域と向き合う大学

愛知県立大学

21 世紀の「知識基盤社会」において、知的探究心を燃やす研究者と学生が相互に啓発し合いながら「知の拠点」を目指す。

「地方分権の時代」において期待の高まる公立大学として、良質の研究とこれに裏付けされた良質の教育を行い、その成果を地域社会と国際社会に還元する。

自然と人間の共生、科学技術と人間の共生、人間社会における様々な人々や文化の共生を含む「成熟した共生社会」の実現を目指して、教育研究と地域連携を進める。

神奈川県立保健福祉大学

保健・医療・福祉の連携と総合化

生涯にわたる継続教育の重視

地域社会への貢献

埼玉県立大学

「人間の尊厳に立って、保健・医療・福祉の専門的知識と技術を教授するとともに、それぞれの分野が連携して人々の健康を統合的に支えることを通じ、共生社会に貢献できる人材を育成する。」ことを教育理念としている。

これらに共通するのは、学問研究水準の維持、地域連携、国際化である。首都大学東京が「大都市」を、愛知県立大学が「共生」をキーワードとして盛り込んでいるところに特色がある。また、神奈川県立保健福祉大学、埼玉県立大学は、保健福祉に特化していることにより具体的な課題を挙げている。

一方、静岡県立大学は経営体制という極めて実際的な問題が盛り込まれているところが他に無いものであるが、公立大学の普遍的な使命がそこに明記されているとも言えよう。

1.2 法人の理念と短期大学部の目的との関係

静岡県立大学短期大学部の前身である静岡女子短期大学は、昭和 26 年に女子の高等教育の機会を提供する目的で設置された。その建学の精神は、

『本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な女性を育成することを目的とする。』

であり、これは現在の短期大学部にも引き継がれ、その目的として、短期大学部学則の第1条に次のように定められている。

本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とする。

前掲の静岡女子短期大学建学の精神と異なるのは、共学に移行した点だけで、人材育成の理想像はそのままだに継承されている。

法人の理念・目標と対応しているところがあるが、それは叙上の如く法人の理念が大学の普遍的な働きであるからである。ただし、「一般教育を重んじ」と教養主義が謳われている点は特徴的であり、本学設立時に、J.S.ミルが提唱したような最高の知性を顕現する場としての大学が意識されていたことを示していると考えられる。これが学内文書各所に見られる「教養人たれ」との校是の淵源であり、医療福祉に特化した短期大学・大学としては極めてユニークである。

法人の理念との関係は、これの具体化ではなく、名称は「目的」ではあるがその精神は理念と同等レベルである。従って、短期大学部は二つの理念を戴いているともいえ、これは、本学が従属的でなく、独自の大学文化を育んできた結果であるともいえる。

そもそも、旧帝国大学が設置されなかった地方において、大学は教員養成など「職業教育の場」であり、地域も学生も大学に教養や学術を基盤とした人間形成を主として期待していたわけではなく、少ない「投資」で実利的な能力あるいは資格を得ることを期待していたものである。将来、社会の中枢を担い、学問研究の分野で先導的立場になることを目指す、ごく一部の学生は都会の歴史有る大学にそれを求めてきた。そのような中で、言わばアンチ・テーゼとして設けられた設立時の精神が現在まで継承されている事は、瞠目すべき事実であるとも考えられる。

昭和62年、静岡女子短期大学は県立三大学の統合により静岡県立大学短期大学部となり、平成9年当時は、浜松キャンパスに文化教養学科、食物栄養学科が、静岡キャンパスに看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科がおかれていた。その後、平成13年に浜松キャンパスは閉鎖され、現在の静岡キャンパスの三学科の体制となった。

ところで、この三学科は平成5年に、下記のような趣旨で設立が宣言された。

『医学医術の進歩や人口構造の急速な高齢化の進展に伴う保健医療・福祉サービスの需要の増大・高度化・多様化と、これを支える保健医療・福祉の人材の供給体制の充実の要請に対応するため静岡市内に歯科衛生学科と社会福祉学科を設置し、併せて浜松市に所在す

る第一看護学科、第二看護学科を移設し収容定員を増加して、医療福祉系キャンパスを構成し、そこでの質の高い人材育成を通して、豊かで活力ある高齢社会の実現に貢献しているようにするものである。』

すなわち、短期大学部は高齢化社会のための人材養成のために設立されたものであり、国文学科、英文学科からなる静岡女子短期大学とは大きく趣旨を異にしているが、一般教育教員群という組織を中心とした教養教育を重んじる精神＝理念は、継承されているといえる。もちろん、教養教育は一つの組織だけが行うものではない。本学全ての教育実践が、単なるスキルの伝達ではなく当該の学問分野の基礎に立脚したものであるべきという考えが教養主義のもう一つの実現である。研究活動の点検評価に力を入れることもその具現化の一つである。

また、実学的色彩の強い本学に、教養教育を行う組織が置かれたことは、短期大学部の目的の実現を制度上保証し、可視化するものとして意義が大きいと思われる。

しかし、一般教育科目の履修単位数は実学的人材育成に係る単位数の増加に伴い減少してきた。退職教員の補充も、現状では英語、体育以外は行われず、目安の定数9に対し6となっている。

では、今後本学はどのような道を歩むべきであろうか。複雑かつ急激な変化を遂げる社会において、それに対応した新たな教養と、いかに社会が変わろうとも普遍的な教養との両方を確立させ、建学の精神を継承発展させていくのか、それとも「手の技 *artes mechanicae*」に特化していくのか、その岐路に立たされているとも言えると考えている。

1.3 学科の理念

1.3.1 学科の理念

(看護学科)

A 学科設置の経緯

看護学科の前身は、昭和50年に静岡女子短期大学に文学科、食物栄養学科に併設された第一看護学科、第二看護学科である。その際に看護学科は、単なる看護師養成機関とは基本的に性格を異にし、あくまでも、看護学を中心とする教育と研究のための高等教育機関をめざすものであるという合意形成が図られ、新設されている。すなわち、本県の高度看護教育の端緒を開いたと言える。昭和62年に、それまで静岡県が設置していた二大学一短期大学（県立薬科大学・県立女子大学・県立女子短期大学）を、県立大学としての機能を充実し、よりの確に地域のニーズに答え得る教育・研究体制とするために組織を一本化した際に本学科は、静岡県立大学短期大学部第一看護学科ならびに第二看護学科として、浜松市に開学した。その後、平成9年4月、静岡市に保健・医療・福祉に特化した短期大学として、静岡県立大学短期大学部静岡校が開校した際に浜松市から移転し、歯科衛生学科、社会福祉学科とともに静岡県の保健・医療・福祉人材の養成を開始した。また、看護学科の一部の教員は静岡県立大学看護学部に移動し、短期大学部と共に本県の高度看護教育の礎

<p>を築いた。平成17年に准看護師養成廃止の方針を受けて第二看護学科は廃学科となり、第一看護学科は看護学科と名称変更を行った。平成25年には静岡県立大学看護学部との統合が決定し、入学生の募集を停止した。現在は、看護学部との統合、廃学科構想の渦中である。</p>
<p>B (1) 学科の理念 (どのような学問領域をカバーするか)</p> <p>看護学科は、生命の尊厳と広い教養に基づく人間形成を目指して、看護に必要な専門知識・技術の教授を通し、変化する社会と科学の進歩の中で、保健医療のための看護実践者として貢献できる人材を養成することを理念としている。</p>
<p>(2) 学科の目的 (本学の学術的スタンス)</p> <p>看護学科は、看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL (quality of life) を高める看護を实践できる人間性豊かな看護師を養成することを教育研究上の目的としている。</p>
<p>C 教育プログラムの基本方針</p> <p>看護学科では、看護学の基盤となる内容を効率よく学習し、卒業後実践看護師として活躍できるだけでなく、大学や将来的には大学院へと進学できるような教育プログラムを構築している。</p> <p>本プログラムは、基本的には看護師養成の指定規則に則って構成されているが、資格・免許取得にかかる専門科目を充実して深く教授するのみならず、一般教養科目の履修をも重視し、本学の理念・目的・教育目標を実現する教育課程・内容・方法の実現を目指している。</p>
<p>D 理念・目的の実現</p> <p>看護学科の理念・目的は、短期大学部の共通の目的である一般教育の充実と、実際の応用能力の展開、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することに合致している。具体的には平成21年度の指定規則変更を契機に、短期大学部の目的・目標を踏まえ、看護学科の理念・目的に沿うようカリキュラム全体の見直しを行った。</p> <p>そして、「看護に必要な専門的知識と技術を教授し、他職種の協働、看護を必要とする人々の多様性を理解し、さらに生活の質を高めることができる感性豊かな看護師を育成する」という理念・目的に到達できるようカリキュラムを改定し、実施している。</p>

1.3.2 学科の理念

(歯科衛生学科)

<p>A 学科設置の経緯</p> <p>歯科衛生学科は平成9年(1997年)4月に、本県初の県立の短期大学として創立され、17年の歴史を有している。これは前述の、平成5年の医療福祉系短期大学の設置趣旨である、「医学医療の進歩や人口構造の急速な高齢化の進展に伴う保健医療・福祉サービスの需要の増大・高度化・多様化と、これを支える保健医療・福祉の人材の供給体制の充実の要請に対応するため静岡市内に歯科衛生学科と社会福祉学科を設置し、併せて浜松市に所在する第一看護学科、第二看護学科を移設し収容定員を増加して、医療福祉系キャンパスを構成し、そこでの質の高い人材育成を通して、豊かで活力ある高齢社会の実現に貢献していこうとするものである。」に則ったものである。</p>
--

<p>B (1) 学科の理念 (どのような学問領域をカバーするか)</p> <p>歯科衛生学科は、健康への関心に基づき、様々な社会的、科学的問題に焦点をあてながら、現代社会における歯科衛生に関わる問題を総合的に解明し把握するとともに、それらの解決の道を探求する。そして、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成することを理念としている。</p>
<p>(2) 学科の目的 (本学の学術的スタンス)</p> <p>歯科衛生学科の教育目標は、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う。 2. 歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。 3. 専門的知識と技術に裏付けられた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う。 4. 保健・医療・福祉の複合化のなかで、歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援するために、協調性と良識をもった社会人として、異なる職種のスタッフと連携や協力ができる知識や態度を養う。
<p>C 教育プログラムの基本方針</p> <p>教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置しており、カリキュラムは、1年次に教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次に専門科目の講義と実習科目、他科と連携した科目等、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している。</p>
<p>D 理念・目的の実現</p> <p>本学の目的は前述の通り、「本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とする。」である。</p> <p>C の教育プログラムの基本方針で述べたように、「教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している」は、本学の目的である、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し」を実現するための方針である。同様に、「カリキュラムは、1年次に教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次に専門科目の講義と実習科目、他科と連携した科目等、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している」は、本学の目的である、「深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」を実現するための方針である。</p> <p>学科の理念は、「歯科衛生学科は、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」である。これは、歯科衛生学科における、本学の目的の実現を示すものである。</p>

1.3.3 学科の理念

(社会福祉学科)

<p>A 学科設置の経緯</p> <p>「医学医術の進歩や人口構造の急速な高齢化の進展に伴う保健医療・福祉サービスの需要の増大・高度化・多様化と、これを支える保健医療・福祉の人材の供給体制の充実の要請に対応するため」という本学の設立趣旨を基礎として、社会福祉学科は平成9年に創立され、以来17年余りの歴史を有している。</p>
<p>B (1) 学科の理念 (どのような学問領域をカバーするか)</p> <p>社会福祉学科は、地域の抱える福祉課題について学術的な調査研究を推進するとともに、主として対象者や家族の福祉の実現を総合的に図っていく相談援助技術や主として対象者に直接的な福祉を行う介護(生活支援)技術を学ばせ、地域や施設において、福祉を必要とする人々の生活の質(クォリティー・オブ・ライフ)の確保・向上に寄与しうる高度な専門的知識と技術を持った人間性豊かな人材を養成することを、理念としている。</p>
<p>(2) 学科の目的(本学の学術的スタンス)</p> <p>社会福祉学科の目的は、学科の理念のもと、</p> <ul style="list-style-type: none">・地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的発展向上させる能力を養う・多様な福祉ニーズに対応できるように、総合的に物事を判断できる能力を養う・対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力を養う・人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重することができる能力を養う <p>※社会福祉専攻では、相談援助のできる保育士と、高度な社会福祉専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を育成する</p> <p>※介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言を行う、広い視野と応用力を備えた介護福祉士を養成することを、学科の目的としている。</p>
<p>C 教育プログラムの基本方針</p> <p>学科の目的を達成するため、社会福祉学を柱としつつも、それにとどまらず、教養を重視し、他の社会科学・自然科学・人文科学の諸領域を含んだ学際的アプローチを採用している。</p>
<p>D 理念・目的の実現</p> <p>Cの教育プログラムの基本方針で述べた学際的アプローチは、本学の目的である「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成すること」の具体的な実現である。</p> <p>「福祉サービスの需要の増大・高度化・多様化と、これを支える福祉の人材の供給体制の充実の要請に対応するため」という学科設置の趣旨は、法人の理念である「静岡県立大学は、地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指します。」に合致する。また、同様に本学の目的である「時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成すること」にも合致している。さらに、学科の理念は、法人の理念である「静岡県立大学は、卓越した教育と</p>

高い学術性を備えた研究を推進します。」にも合致すると考えられる。また学科の目的は、短大部の目的である「深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り」に合致している。教育プログラムの基本方針においても、本学の目的である「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し」に合致している。

第2章 学内評価体制の現状と課題

2.1 学内評価体制の整備について

以下に述べる如く、本学自らが教育研究機関としての質を維持し発展させるためには、これまで行ってきた種々の取り組みを組織化する必要がある。いわゆるガバナンスの改革であるが、ガバナンスの改革とは、組織運営にかかる諸制度の変更にとどまるものではない。もちろん、明文化された規則、正式な議決による権限と義務・責任の設定等を行い曖昧な形で行われてきたものを整備することが第一である。しかしながら、それと同時に、慣例化したものや、非公式な合意に基づく行動規範とのバランスをとる必要がある。

大学運営におけるガバナンスの改革には、その組織が持っている慣習、あるいは実態と合致しなくなっているものを変革する、構成員全体の意識改革とそれを促すリーダーシップが欠かせないと考え。もちろんそのリーダーシップは、上意下達ではなく合意形成と参加による双方向のリーダーシップでなくてはならない。「あなた任せ」ではなく、組織の構成員全てが参加しなくてはならないものである。そのためにはまず、現状における、指示・立案・点検・評価の実態を把握することが必須である。

2.2 中期計画・年度計画

2.2.1 中期計画・年度計画の設定と評価

本学は教育機関であるため、言うまでもなく理念の実現のためには、教育研究の質を自ら保証することが必要である。所謂内部質保証である。これには、教育・研究水準の向上を図り、自らの活動を点検・評価することが必須であるが、その点検・評価は、機関（組織）としての自己点検自己評価と、教員個人の自己点検自己評価という2つの側面がある。

教員個人の自己点検自己評価は、別途FD委員会報告で述べることとし、本報告書においては機関（組織）としての自己点検自己評価を記すことにする。

本学では、前章に述べた理念・目的、教育目標の実現に向けて改善を進めるため、機関（組織）の取り組みとして以下を行っている。

静岡県立大学の全学的取り組み

- ・ 中期計画・年度計画に基づく改善活動の実施
- ・ 全学FD委員会によるFD活動
- ・ 教員活動評価

本学（短期大学部）独自の取り組み

- ・ 自己点検自己評価委員会による点検評価
- ・ 本学（短期大学部）FD委員会によるFD活動

このうち「中期計画・年度計画に基づく改善活動の実施」は、静岡県が静岡県立大学法人(以下法人と略称)に、自主的、自律的かつ効率的な大学運営を行い、より一層県民の期

待や負託に応じていくよう指示した中期目標（所謂中期的ビジョン）により策定されたものである。すなわち、「静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針」（平成19年12月制定）に基づき、第1期（平成19年度～24年度）中期計画を推進し、静岡県公立大学法人評価委員会による業務実績評価が行われ、現在第2期（平成25年度～30年度）中期計画を実施しているところである。

その方針と評価方法については「第1期中期目標期間（平成19年度～24年度）静岡県公立大学法人 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」などに以下のように記されている。

1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1)評価を通じて、大学の教育研究及び法人運営進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たしていくものとする。
- (2)法人の教育研究並びに組織及び運営について様々な工夫や特色ある取り組みを積極的に評価するものとする。
- (3)次期の中期目標・計画、法人組織及び業務運営の見直しの検討に資するものとする。

2 評価方法

- (1)事業年度評価の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行った。
- (2)教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて評価を行った。

すなわち、公の立場から納税者への説明責任を果たすことを第一義としており、教育研究、組織及び運営の二つの柱からなるものである。

この中期計画に基づき、静岡県立大学の各部局は年度ごとに年度計画を定め当該年度終了後業務実績報告を行い、法人は報告書を作成し法人評価委員会による評価を受ける。この年度ごとの積み上げを以て、中期計画の評価となる。

これら中期計画・年度計画を行う基本組織は、静岡県立大学および静岡県立大学短期大学部（本学）である。本学においては実際には、各学科等が計画の策定・実施報告を行うので、学科等が静岡県立大学の学部に対応する部局として機能している。

2.2.2 本学における中期計画・年度計画設定の実際

本学は、法人から示された以下のカテゴリー（第二期中期計画）のうち、主として第2・第4について計画の策定および自己評価を行う。（第1は機関と組織を定めたもので、第6は、その他の記載事項であるので省略する。）

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
 - (1) 教育の成果、内容等
 - ア 育成する人材
 - イ 入学者受入れ
 - ウ 教育課程と教育方法
 - エ 卒後教育
 - (2) 教育の実施体制等
 - ア 教育の実施体制の整備
 - イ 教育環境の整備
 - ウ 教育力の向上
 - (3) 学生への支援
 - ア 学習・生活支援
 - イ 進路支援
 - ウ 社会活動支援
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
 - (1) 研究の水準及び成果
 - ア 静岡県立大学
 - イ 静岡県立大学短期大学部
 - (2) 研究の実施体制等
 - ア 研究の実施体制の整備
 - イ 研究環境の整備
 - ウ 知的財産の創出・活用
 - エ 研究活動の改善
- 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置
 - (1) 地域社会との連携
 - (2) 県との連携
 - (3) 大学との連携
 - (4) 高等学校との連携
- 4 グローバル化に関する目標を達成するための措置
 - (1) 海外の大学等との交流の活性化
 - (2) 教育研究活動のグローバルな展開

第3 法人の経営に関する目標を達成するための措置

- 1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- 2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置
 - (1) 情報公開の推進
 - (2) 積極的かつ効果的広報の展開

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
 - (1) 安全衛生管理体制の確保
 - (2) 危機管理体制の確立等
- 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置
 - (1) 人権の尊重等
 - (2) 法令遵守
 - (3) 環境配慮

これらに対し本学では、運営委員会細則に、中期計画、年度計画の企画、立案及び実施に係ることを所掌事項として記載しており、今年度までは短期大学部副部長が、各学科等や委員会等当該部署に対し、本学における計画の作成と実施報告を依頼していた。

このような現状であったからか、あるいは各教員の感受性の問題からか、各教員がこの中期計画・年度計画を、必ずしも熟知しているものではないと思われる。むしろ、中期目標に基づく中期計画・年度計画の存在を意識している教員はほんの一握りであるというべきであり、これが現状における大きな問題であると考えられる。

2.3 自己点検自己評価およびFD

2.3.1 自己点検自己評価委員会の権限と責任

法人の理念と本学の目的との「二重(複合)性」については既に第一章で述べたところであるが、大学評価（言わば統治体制）における二重(複合)性も存在する。

本学発足時から平成13年度まで、自己点検自己評価委員会は他の委員会と同等の扱いであった。すなわち、各学科から選出された委員が、互選で委員長を決め、独自に点検項目の決定と点検の実施を行っていた。平成14年度からは、短期大学部部長が委員長を兼ね、大学の理念・目的の実現に向けた改革・改善に当たるものの方針転換が図られた。また、平成20年度から、教学に関する事項を新設のFD委員会に委ねることとなり、改革・改善を実施する二本柱となった。

2.3.2 プロセス

大学基準協会は、自己点検自己評価の実施方法として八つの過程を提示している。

- ・自己点検
 - ① 方針および到達目標の明確化
 - ② 到達目標の妥当性の吟味
 - ③ 評価方針および評価項目の決定
 - ④ 評価項目に対応する評価指標の確定
 - ⑤ 評価指標をもとにした現況の把握
 - ⑥ 現況と到達目標との照合
- ・自己評価
 - ⑦ 現況に対する自己評価
 - ⑧ 自己点検・評価に基づく改善計画の策定

これらのどの項目がどの組織に委ねられているかあまり明確ではないのが本学の現状であると思われる。平成 14、15 年度において①～⑦全てを自己点検自己評価委員会が行うことに大きな反発があったという。それ以降は、認証評価の際は何らの反対の声は上がらなかった。

一方、中期・年度計画において点検・評価を行う際には、その目的として次の二点が示されている。

- ・持続的な質的向上を促すこと
- ・学内外のステークホルダーへの説明責任を果たすこと

これは自己点検自己評価でも同様であり、自覚的であると思われる。基本的な方針も明文化こそされていないが、これまでの報告書などを見ると以下の点が考慮されてきたと言える。これらが先に述べた「非公式な合意に基づく行動規範」の中身でもある。

- ・教育研究の特性、自主性、自律性に配慮すること。
- ・中期目標・中期計画との連携を図ること。
- ・短期大学部の実情を分かりやすく示すこと。
- ・評価が次期の目標設定に資するものであること。
- ・実証的であること。
- ・公平性と公正性を確保すること。

さらに、本学のような小規模な機関においては効率性を重視し、過度の負担とならないようにすべきである。

しかしながら、「教育研究の特性、自主性、自律性」は声高に叫ばれながら、むしろそれを隠れ蓑にした、評価の忌避のみが横行してきた面があるとも言わざるを得ない。上記の、目的・基本方針も明文化されたものではなく、その時々の中に合わせのようなものではな

いものに、しなくてはならないと考える。

2.3.3 評価の視点・指標

言うまでもないが、大学基準協会による評価など外部評価も含め、評価は実質化されなければならない。本学独自の指標を持つことは評価の実質化においては必須であるが、現在本学ではこれを持たない。

例えば、中期目標で示されたビジョンに対し、この達成段階を評価するためには財務的な視点以外に次の三つの視点があると思われる。

- ・ステークホルダーの視点（例：学生満足度評価）
- ・人材の視点（例：教員活動評価）
- ・内部的プロセスの視点（例：教育システム、教育プログラム）

これらの視点により、課題が設定され、それぞれに指標データが与えられて評価が行われる。言うまでもなく、指標は定量的であるとは限らず定性的なものもある。過去においてアンケートによる授業評価は前者を、研究活動の評価は後者を用いた。授業スキルなどは数値化可能な要素に細分化することが可能であるとする考えに基づくものであるが、研究の評価は学界を中心とした社会からの評価が重要であり、しかもその評価には時間がかかる。研究活動のような数値化できないものを強引に定量的な指標に置き換えることは、組織における自己のプロモートに利用されるだけであると考えられる。ただし、本学においては授業評価を除いてそれらが検証・検討されることはなく過ぎている現状にある。

中期・年度計画において評価項目は所与のものであるが、そこから評価指標を設定することは各部局に委ねられている。平成 14・15 年度に行われた自己点検自己評価では、指標の設定プロセスが明示されていたが、ここ数年はそれが閑却された観が強い。

2.4 フィードバックと評価の実質化

前述のとおり、外部評価も含め、評価は実質化されなければ意味がない。独自の指標を持つことは評価の実質化に必須であるが、叙上の如く現在本学ではこれを持たない。例えば、授業満足度調査においても、残念ながら何が満足度を測る指標になるのかの議論はないと思われる。授業評価アンケートにおいても、何度も見直しが行われたが結論に至っていないのが現状である。

自己点検自己評価を、内部質保証の基礎にするとすれば、認証評価によって得た結果を実質化していくべきである。前述の大学基準協会における、自己点検自己評価の実施方法の⑧、「自己点検・評価に基づく改善計画の策定」の段階である。自己点検自己評価を提出する先はステークホルダーを主とした社会であり認証評価機関ではない。本学のみならず多くの大学で手段が目的化しているが、もちろんそれは本末転倒である。自己点検自己評価が質保証の主体として自主的・自発的な活動として成熟すべきである。

大学基準協会による認証評価の実質化の問題に本学は真摯に向き合ってきたと言える。すなわち「自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会」を設置し、改善努力を行ってきた。しかしながら、大学基準協会の意見を全てそのまま受け入れるこ

とは非現実的であるとも思われる。

2.5 質保証のための学内評価体制

上記の諸問題に向き合うために先ずすべきことは、内部質保証の体制を整えることであり、それは次の過程を踏んで実行されるべきである。

- (1) 内部質保証の根拠（規程等）の確定
- (2) 内部質保証を行う組織の整備
 - a. 命令指揮系統の明確化、または上部委員会の設置
 - b. 自己点検評価に関する定期的な実務を担当する組織の設置
 - c. 自己点検評価に関する日常的な実務を担当する組織の設置
 - d. 専門部会の設置
 - e. 外部評価委員会の設置
- (3) 定期的・日常的な点検評価における基準および項目の設定
- (4) 公表内容と公表方法の確定

第3章 教育活動の評価について

教育活動の評価は、教員個人の教育活動の評価と組織としての評価がある。前者は教員活動評価とFD委員会による授業評価が主であるが、これらについては別項に譲ることとし、ここでは後者について述べることにする。

組織による教育評価の対象は、教育システムと教育プログラムである。

教育プログラムは、教育システムを含む場合もあるが、ここでは別個のものとしておく。すなわち、教育システムとは

- ・教育組織 教員組織 学生教員比率
- ・施設設備等の教育環境（IT、図書を含む）の整備
- ・学習環境の整備
- ・教育プログラム編成の基本原則（カリキュラム・ポリシー）
- ・時間割編成方針
- ・CAP制度や既修得単位の認定など規程化された履修方法
- ・入学試験などの学生の受け入れ方法（アドミッション・ポリシー）
- ・成績評価や単位認定基準
- ・学位審査方法や学位授与の手続（ディプロマ・ポリシー）

など、教育プログラムの土台となる基本方針、および教育プログラムを保証する制度・環境などの諸条件とする。今年度はこのうち、

教育プログラム編成の基本原則（カリキュラム・ポリシー）
成績評価・単位認定基準

を点検評価する。

教育プログラムを評価するには、プログラムの立案・編成・実施・検証の各の段階ごとに行うべきであり、一般的には

- ・プログラムの理念・目的および基本的なプランが明示されているか
- ・教育目標の実現に向けて教育課程が適切に編成されているか
- ・各授業科目と到達目標との関係が明示されているか
- ・シラバスの記載内容が適切であるか
- ・プログラムの目標に沿って授業等が適切に行われているか
- ・プログラムを円滑に行うための教員が適切に配置されているか
- ・学生の学習時間が適切に組み込まれているか
- ・個々の授業のみならずプログラムの教育効果を測定・評価する仕組みが整備されているか
- ・学生が到達目標に至るための学習上の戦略が明示されているか

などが行われている。

これらの評価のためにはこれらから、まず以下の点がどのような段階にあるかを明らかにする必要がある。今回の点検項目は以下の4項目とする。

(1) プログラムの概要

- (2) プログラムの到達目標（期待される学修成果または学士力）
 - a 身につけるべき知識
 - b 当該分野固有の能力
 - c 汎用的能力
 - d 身につけるべき姿勢
- (3) プログラムの履修要件
- (4) カリキュラム立案と学修方法についての基本方針

3.1 教育システムの評価(学士力を保証するもの)

平成 20 年 4 月に大学設置基準が改正されて、人材養成の目的及び教育目標を学則等へ記載しなければならないこととなった。すなわち、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーという三つの方針である。本学においては次のように定められた。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的としている。これを達成するために設定された教養科目及び専門科目を履修し、所定の単位を修得した者は、卒業が認定される。

1) 看護学科

看護学科では、看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL (Quality of life) を高める看護を実践する人間性豊かな看護師の育成を目指している。これを実現すべく、学科の教育目的に沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者は、短期大学士（看護学）の学位が授与される。

なお、本学科に 3 年以上在学し、単位数を修得した者は看護師国家試験受験資格を取得できる。

2) 歯科衛生学科

歯科衛生学科では、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を育成することを目的としている。これを達成するために、学科の教育目標に沿って編成された教養科目及び専門科目を履修し、所定の修業年限（3年）以上在籍し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与される。

なお、本学科に 3 年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できる。

3) 社会福祉学科

社会福祉学科では、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる人間性豊かな社会福祉専門職を育成することを目的としている。これを達成するために、学科の教育目標に沿って設定された教養科目及び専門科目を履修し、所定の修業年限（2年）以上在籍し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、卒業を認定され、短期大学士（社会福祉学）の学位が授与される。

なお、社会福祉専攻に2年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業した者は、保育士資格を取得できる。また、必要な授業科目を履修した者は、卒業後指定施設（相談援助業務等）の実務2年により社会福祉士国家試験を受験できる。

介護福祉専攻に2年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業した者は、介護福祉士国家試験受験資格を取得できる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

本学は、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実地的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」という本学の目的に基づき、看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科を設置し、各学科では学科の教育目的に基づいた教育目標に沿って一般教育（教養科目）及び専門教育（専門科目）を編成している。

1) 一般教育（教養科目）

一般教育においては、主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培うことを目的に、以下の教育目標に基づいて、7つの群からなるカリキュラムを編成している。

「人間理解」群

人間あるいは人間存在のあり方という根本問題を探求考察し、人間の行為の原理を解明することにより、人間性への理解を深め、生命の尊重と人間の尊厳を理解する豊かな人間性をもった個の育成を目指す。

「人間と現代社会」群

高度に成熟しつつある現代社会における、法律や政治、経済、国際関係のあり方などを考察することにより、現代社会に対する理解を深め、時代の要請に的確に対応できる判断力と実践力を備えた個の育成を目指す。

「地域と生活」群

地域と生活の視点から、文化や社会、経済などを考察し、その発展に貢献することができる個の育成を目指す。

「人間と自然環境」 群人とその生活を取り巻く物質、食物、生物、地球などといった環境を自然科学の観点から学ぶことによって、人が環境にどのように関わってゆくべきかを考えることのできる個の育成を目指す。

「知の技法」群

英語力や情報処理能力を高め、在学中はもとより生涯にわたる学習を続けるための基盤を養う。

「健康とスポーツ」群

現代生活における人の健康を考察するとともに、テニス、バドミントンなどのスポーツ実践を通じて健全な運動習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康を保つことができる個の育成を目指す。

「総合」群

複数の「群」にわたる内容を持つ科目が総合の視点から開講される。

2) 看護学科

看護学科では、教育理念に基づいた次の教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置してカリキュラムを編成している。

教養科目は、保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標に設定している。

専門科目は、看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL (Quality of life) を高める看護を実践できるために必要な授業科目を設定している。

看護学科の教育目標

- 1 常に相手を思いやり尊重することができる能力を養う。
- 2 幅広い一般教養と専門知識を統合し、看護の対象を理解する能力を養う。
- 3 知識と専門技術を統合し、個別性のある看護を実践できる能力を養う。
- 4 自らの看護を評価し、さらに発展させることができる能力を養う。
- 5 社会環境や医療の動向を理解し、将来的に災害などさまざまな場で他職種と協働しながら実践できる能力を養う。
- 6 内省する能力と自らの心身の健全を保持する能力を養う。

3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科は、「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」という教育目的に基づき設定した次の4つの教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している。カリキュラムは、1年次に教養

科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次に専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科目等、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している。

歯科衛生学科の教育目標

- 1 対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う。
- 2 歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- 3 専門的知識と技術に裏打ちされた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う。
- 4 保健・医療・福祉の複合化のなかで、歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援するために、協調性と良識をもった社会人として、他職種と連携や協力ができる知識や態度を養う。

4) 社会福祉学科

社会福祉学科は社会福祉専攻及び介護福祉専攻二つの専攻から構成されているが、「社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。

ア 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成する。

イ 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する」という教育目的に基づき設定した次の5つの教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置してカリキュラムを編成している。

社会福祉学科の教育目標

- 1 地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的に発展向上させる能力を養う。
- 2 多様な福祉ニーズに対応できるように、総合的に物事を判断できる能力を養う。
- 3 対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力を養う。
- 4 人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重することができる能力を養う。
- 5 社会福祉専攻では、相談援助のできる保育士と、高度な社会福祉専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を育成する。また介護福祉専攻では、視野が広く応用力のある介護福祉士を養成する。

アドミッションポリシー（受験生に求める能力、意欲、適性、経験などについて、大学の考え方をまとめた基本的な方針）

本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成するという本学の目的を理解し、本学で学びたいという意欲を持つ学生を求めている。以下は、各学科の求める学生像である。

1) 看護学科の求める学生像

- ・誠実で思いやりのある人
- ・他者の尊厳と権利を重んじることができる人
- ・協調性をもって行動できる人
- ・看護・保健医療と福祉のために貢献したいと考えている人
- ・必要な学力を有し、学習意欲の高い人

2) 歯科衛生学科の求める学生像

- ・健康に関心を持ち、歯科医師等とともに歯科医療を担う歯科衛生士をめざす人
- ・基礎的な知識・能力を有して、自ら考えて学ぼうとする人
- ・人間としての成長をめざす人

3) 社会福祉学科の求める学生像

- ・社会福祉士、保健師、介護福祉士等の資格取得を目指す人
- ・社会的な常識や礼儀をわきま、他人へのおもいやりを持てる人
- ・福祉の仕事の理念と実践に関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲を持つ人

教育システムはこれらの基本方針によって構築されているが、本年度はこのうちのカリキュラム・ポリシーに焦点を当て、シラバスの整備、成績評価基準、単位の実質化、学生満足度調査の現状と改善点の四つについて点検評価を行う。

3.1.1 シラバスの整備

シラバスは、かつては「履修要項」と称し科目ごとに、一般的には、「担当教員名」、「開講時期」、「授業の目的」、「授業計画」、「テキスト」、「参考書」、「評価の方法」及び「学生へのメッセージ」を記載していた。そして、シラバスの記載事項、記載順は慣例的に科目担当者にゆだねられていた。しかしながら、平成19年度から統一書式としたシラバスとしており、これにより学生のシラバス利用時の利便性が高まったと思われる。とくに同時開講の科目の選択にあたっては、学生はシラバスを参考にして履修科目を決定し履修計画を立てている。その点でシラバスは、十分に役割を果たしていると考えられる。しかし、科目（教員）によっては、シラバスの内容が簡潔すぎ、学生が授業内容を認識しにくい部分

があるなどのばらつきがあった。また、平成 20 年度の認証評価においては、授業の目的（GIO）、授業の到達目標（SBOs）の追加記載が助言され、平成 21 年度よりシラバスの項目に加えられている。

ただし、個々の記載を見ると、授業の目的（GIO）と授業の到達目標（SBOs）とがどのような関係になっているのか十分に分からないものも存在する。これは、それぞれの意味するところとその違いとが十分に説明されずに導入されたことにもよると考えられる。その対策としては、例えば勉強会を開催して、もう一度授業の目的（GIO）と授業の到達目標（SBOs）のそれぞれの意味や GIO と（SBOs）とがどのような関係を担っているかなどを明確化する必要があると考える。（なお、その詳細については FD 委員会に委ねる事にする。）

3.1.2 成績評価基準

成績評価は、原則として履修要項に記載された基準に従って行なわれ、細部の判断は各科目担当教員に委ねられ、履修要項のシラバスには各科目の評価方法が記載され、学生に周知されている。また、出欠管理は IC カードを利用した Universal Passport（Web 学生サービス支援システムのことで、全学生が出席登録のみならず履修登録、成績確認、休講情報や学生呼び出しなど掲示情報の照会を PC 上やスマートフォン上で行うことができる）により、学生室に報告することが義務付けられ、把握されている。

科目担当者は単位認定が公平で適切なものであるべきことを認識し、これらの規定は適切に運用されており、教育の質は確保されている。しかし、これを全きものにするためには成績評価に関して学生から意見を述べる機会を設けることも必要である。そのため平成 18 年度より「成績不服申し立て制度」が開始された。これは履修要項の、履修細則第 6 章 その他 成績の確認願 第 20 条 履修した科目の成績について疑義がある時は別に定める要領に基づき、成績を入手した日から起算して 7 日以内に確認願を学生室に提出することができる」と公表し、周知している。

科目担当者においては成績評価の厳格さをさらに高めるために、ルーブリックなどの手法を導入すべく準備を進めている。その概要は「FD 委員会報告」において述べられている。

3.1.3 単位の実質化

単位実質化の試みはあまり議論されてこなかったのが現状であるが、平成 26 年度より従来の 4 段階評価から 5 段階評価（「優（A）」の上に「秀（S）」を設けた）に移行させた。よりきめ細かな成績評価を行うことで、学修の到達度を一層明確にし、履修者にインセンティブを与えるためである。

また、GPA の導入が単位の实質化にどう役立つのかについての議論は必要である。1 単位を 45 時間の学修、すなわち、講義は 1 時間の授業に対し、2 時間の準備または学(復)習を必要とするというように、単位制がもともと学習の量的側面に基づくシステムであるため、それを補完するサブシステムが重要である。GPA はシラバスと同様その機能を果たすために整備されるべきであると考えられる。

3.1.4 学生満足度調査の現状と改善点

本学においては、教育総体の効果の総合的判断には、本学卒業後の学生の動向や周囲から寄せられる意見によって判定する方法が適していると考え、本学の教育に関する項目を含んだアンケートを平成14年度は卒業生及び就職先を対象に、平成18年度には卒業生およびその保護者を対象に実施した。その結果は、卒業生及び就職先を対象としたアンケート調査結果報告書を平成15年6月に、卒業生及び就職先を対象としたアンケート調査結果報告書は平成19年6月に報告、詳述してある。また、それ以降にも、静岡県立大学短期大学部学生による評価アンケート調査報告書（平成23年3月）、平成24年度卒業生を対象とした短期大学に関するアンケート結果報告書（平成25年6月）および平成25年度卒業生を対象とした短期大学に関するアンケート結果報告書（平成26年6月）に詳述してある。さらに、今年度からは、卒業時ならびに入学時の学生アンケートは毎年度行うことが決定している。なお、アンケートの概要、アンケートの分析結果、授業の評価等についての詳細は、各報告書に譲ることとする。

3.2 教育目標とその実現方法

(看護学科)

(1) プログラムの概要

[現状]

教育目標は以下のとおりである。

- ① 常に相手を思いやり尊重することができる能力を養う。
- ② 幅広い一般教養と専門知識を統合し、看護の対象を理解する能力を養う。
- ③ 知識と専門技術を統合し、個別性のある看護を実践できる能力を養う。
- ④ 自らの看護を評価しさらに発展させることができる能力を養う。
- ⑤ 社会環境や医療の動向を理解し、将来的に災害などさまざまな場で他職種と協働しながら実践できる力を養う。
- ⑥ 内省する能力と自らの心身を健全に保持する能力を養う。

この目標の実現のために、重視している点は以下のとおりである。

- ・ 学生が「人を尊重すること」を考えながら学ぶシステムを構築する。
- ・ 学生にとって分かりやすいカリキュラムであること（具体的な表現で、進度を明確にする）。
- ・ 学生が苦手意識をもちやすい基礎科目の教育方法の改善
- ・ 学生が適切に内省する能力を育てる。すなわち、置かれた状況の構造がわかるようにする。
- ・ 学生の好奇心を刺激し、人と関わる楽しさ、人を尊重する心を育てる。

[課題]

- ・学生は様々なストレスに対し脆弱となっており、メンタル面の問題を持つ者が増加している。
- ・学生の中には、看護師になるための強い意志を持ち入学したとは限らない者がおり、それらの学生の中には学習意欲の低下から、授業に集中できない、自己都合により休むなど様々な問題が発生し、学習の継続が難しい場合がみられる。

[改善案]

- ・健康面に関して、健康支援センターでは、毎週、センター長、保健室看護師、カウンセラー、学生室担当職員間での打ち合わせを行っているが、さらに学生委員、教務委員、科目担当者、チューターとの連携を強化し、学生の支援に当たる。
- ・進路に疑問を有する学生は、早期に保護者とも面談を行い、学生にとって適正な進路について検討の機会を設ける。
- ・実習中は時間内でのカウンセリングが受けにくいいため、時間外でも受けられるような体制の見直しを行う。

(2) プログラムの到達目標（期待される学修成果）

[現状]

a 身につけるべき知識

- ・生活者としての人（心身の機能、生活する能力）や健康を理解するための知識
- ・「病むという状況」の中に置かれた人を理解するための知識
- ・健康の維持、回復、QOL向上を支援するための知識

b 当該分野固有の能力

- ・看護の対象となる人のニーズ、対象者が置かれた状況を把握し、必要なケアが判断できる能力
- ・「病むという状況」の中に置かれた人に対し「健康を維持、回復するためのケア」を提供できるための能力
- ・対象のニーズを察し、身につけた知識・技術を実践できる能力

c 汎用的能力

- ・様々な問題が生じた時に、臨機応変に看護の視点で解決を実行していく能力

d 身につけるべき姿勢

- ・人を尊重し、自らを成長させる人との相互作用（特にコミュニケーション能力）を重視し、常に内省できる態度
- ・主体的・意欲的に看護に取り組む態度

[課題]

・基礎的な学力の低下、コミュニケーション能力の低下から、論理的に必要なことが説明できない学生や熱意が低下した学生がみられる。

[改善案]

・科目担当者、学生委員、チューターが中心となって、対象者のための看護実践とはどのようなものであるか、看護実践のための自分の取り組みは何が必要なのかなど、自分の役割を気づかせる機会やきっかけを作る。

(3) プログラムの履修要件

[現状]

一般教育

「人間理解」「人間と現代社会」「人間と自然環境」「知の技法」の各群から2単位以上、「地域と生活」「健康とスポーツ」の群を合わせた中から1単位以上、「英語」「実用英会話」「応用英語」の中から4単位以上、合計16単位以上の修得をもって卒業要件としている。

専門科目

専門科目を、他職種との協働について理解を深めるための「学科共通科目」、看護師に必要な医学や人文分野の基礎知識を習得するための「専門基礎分野」、看護師として必要な専門知識と技術を修得するための「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」に分類して科目を配し、看護師国家試験受験資格取得のために必要な科目は必須としている。また卒業要件は専門科目の各分野から選択科目も含めて109単位以上である。

[課題]

資格取得のための履修を必要とする科目が多数で、カリキュラムが過密となり、学生生活に余裕がなくなっているきらいがある。

学生による履修の選択幅が狭い。教養科目は同時開講科目も多く、学生の希望に必ずしも応じているとは言えないと考えられる。専門科目の必修科目が多いことから学生に幅広く選択させることが難しい。

[改善案]

単位認定に必要な科目が確実に履修できるようチューター、教務委員が注意喚起する。
また、限られた時間、限られた科目の中で効率よく、興味のあるものに着目して選択できるよう助言する。

(4) カリキュラム立案と学修方法についての基本方針

[現状]

学生が3年間のカリキュラム上における実習の位置づけを把握し、基礎分野と各看護領域の関連を把握しながら学べるように配慮した。実習の学習構造を把握しやすくするため、段階別、領域別の実習の到達レベルと特色を明確にしている。

第一段階（1年生前期・後期、2年生前期）

【目標】

- 1 人が生活を営む上で必要な環境（人、もの）を理解する。
- 2 人が生活を営む上で必要な能力を理解する。
- 3 自らの健康管理が適切にできる。

第二段階（2年生中期以降）

【目標】

疾病や治療と対象者の生活の関係性（疾病・治療による生活への影響）を理解し、生活の支援を行う。

第三段階（3年生領域別実習前期）

【目標】

対象者に生じている病状のダイナミクスを理解した上でニーズをとらえ、健康問題を解決することが出来る。

第四段階（3年領域別実習後期）

【目標】

対象者に生じている現象を、過去、現在、未来という視点のみならず、家族、地域、所属組織という視点からも拡大してとらえ、対象者が自らの力を最大限、発揮できるよう関わることが出来る。

[課題]

3年間と言う決められた期間での履修のため、通常の授業期間内に学外実習が組まれることがあり、学生の学習効果と教員の教育効果の両面での問題が生じることがある。授業時間の確保のために補講期間が長くなり、学生の休暇期間が短くなってしまいう状況がある。

専門科目において、すべての科目を理想的な順序で開講することは、時間制約上からも困難となっている。

大学附属の病院が存在せず、地域看護実習の施設である訪問看護ステーションの受け入れ人数が極めて少ないことなどから、実習施設の確保が難しい。

看護学部との統合問題から、教員確保に苦慮しており、講義・演習・実習と継続した教育の維持が難しく、教育の質の確保が危惧される現状にある。

[改善案]

- ・静岡市内及び近隣の総合病院等との連携により実習施設の維持確保を行いつつ、教育の質の確保に引き続き尽力する。

3.2 教育目標とその実現方法

(歯科衛生学科)

(1) プログラムの概要

[現状]

- ・歯科衛生学科は、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成することを教育目的としている。
- ・これを達成するために、学科の教育目標に沿って編成された教養科目及び専門科目を履修し、所定の修業年限（3年）以上在籍し、所定の条件を満たした上で卒業単位を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与される。
- ・本学科に3年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できる。

[課題]

- ・卒業要件を満たすことで歯科衛生士国家試験受験資格が得られる3年制の専門職養成課程のため、過密なカリキュラムである。
- ・教養科目は2科目または3科目が同時開講の科目があり、同時開講の科目は1つしか選択できないため、学生が履修を希望する科目が重複する場合は選択に制限が生じる。
- ・専門科目においては、歯科医療の高度化や高齢者の増加等に伴い、学ぶべき内容は増加の一途をたどっており、各科目の所定時間の中ではすべてを教授しきれない状況も生じてきている。

[改善案]

- ・専門科目の担当者間で授業内容を確認し、重複する部分と不足している部分の調整を図る。
- ・卒業年次の学生を対象にアンケート調査を実施し、その結果も参照して開講時期の調整等を実施する。
- ・修業年限の延長等も含め、教育目標を実現するためのプログラムのあり方を再検討する。

(2) プログラムの到達目標（期待される学修成果）

[現状]

a 身につけるべき知識

- ・対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握し、適切に対応するための幅広い知識。
- ・歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援するための専門的知識。
- ・保健・医療・福祉の複合化のなかで、異なる職種スタッフと連携や協力するための幅広い知識。

b 当該分野固有の能力

- ・高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有する。
- ・歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援するための専門的技能。
- ・歯科衛生士の役割と責務を的確に遂行することができる能力。

c 汎用的能力

- ・生命の尊重と人間の尊厳を理解する豊かな人間性。
- ・時代の要請に的確に対応できる判断力と実践力。
- ・人が環境にどのように関わってゆくべきかを考える能力。
- ・在学中はもとより生涯にわたる学習を続けるための英語力や情報処理能力。

d 身につけるべき姿勢

- ・歯科衛生士の役割と責務を自覚し、それを遂行しようとする姿勢。
- ・保健・医療・福祉に携わる者として、高い倫理観をもって行動する姿勢。
- ・協調性と良識をもった社会人として、他職種と連携や協力ができる態度。
- ・生涯にわたって心身の健康を保つための健全な生活習慣や運動習慣を実践し、人々の模範となろうとする姿勢。

[課題]

- ・各科目の到達目標については詳細に設定し、評価を実施しているが、卒業時の総合的な成績評価では、専門的知識や技術以外の汎用的能力や身につけるべき姿勢が修得できているかどうかの評価が明確ではない。
- ・個人成績は学生本人が把握しているが、学生が自分と他者との評価を比較できる情報提供が十分ではない場合が多い。

[改善案]

- ・知識・技術以外の到達目標の評価基準について協議し、評価方法等を検討する。
- ・学生の個人情報の保護のもと、平均点や最高点、最低点、平均的な到達バランスなど、他者と比較できる情報を学生に開示することを検討する。

(3) プログラムの履修要件

[現状]

- ・ 歯科衛生学科の教育プログラムは、教養科目と専門科目、実習・臨地実習で構成されており、3年以上在籍し、指定の条件で合計102単位以上履修することを卒業要件としている。
- ・ 教養科目は、主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培うことを目標としており、28科目52単位の中から指定の条件で合計16単位以上履修することを卒業要件としている。
- ・ 専門科目は専門基礎教育科目と専門教育科目に分けられる。専門基礎教育科目は必修科目23科目と選択科目1科目、専門教育科目は必修科目38科目56単位と選択必修科目9科目9単位、選択科目3科目3単位で構成されており、すべての必修科目および選択必修科目7科目以上（条件指定有）履修することを卒業要件としている。
- ・ 選択科目の履修は任意であるが、履修することが望ましい。
- ・ 実習・臨地実習科目の履修は、原則として関連する講義の単位を修得した後に履修する。

[課題]

- ・ (1) で述べたとおり、卒業要件を満たすことで歯科衛生士国家試験受験資格を得る3年制の専門職養成課程のため、過密なカリキュラムである。
- ・ 過密なカリキュラムのため、必修科目が不可となったり、教養科目の履修単位数の不足が生じた場合は、次年度以降に再履修することとなり、卒業も延期となる。

[改善案]

- ・ 成績不良による再履修はやむを得ないが、出席日数不足や単位数の計算誤り等による卒業延期を予防するため、ガイダンスで履修方法および履修単位の確認方法の学生への周知を徹底するとともに、学生に健康管理や科目の履修に関する注意喚起を行い、プログラムの履修を支援する。

(4) カリキュラム立案と学修方法についての基本方針

[現状]

- ・ 歯科衛生学科は、「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」という教育目的に基づき設定した次の4つの教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している。

カリキュラムは、1年次に教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次に専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科

目等、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している。

・ 歯科衛生学科の教育目標

- 1 対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う。
- 2 歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- 3 専門的知識と技術に裏打ちされた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う。
- 4 保健・医療・福祉の複合化のなかで、歯科衛生の方法を用いて人々の健康を支援するために、協調性と良識をもった社会人として、他職種と連携や協力ができる知識や態度を養う。

[課題]

・平成22年（2010年）3月から全歯科衛生士養成校の修業年限が3年以上となり、全国歯科衛生士教育協議会が平成24年（2012年）3月に作成した「歯科衛生学教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」が公開されている。「歯科衛生学教育コア・カリキュラムは、著しく膨大化した歯科衛生学教育の内容を精選し、歯科衛生士としての基本的な資質と能力を養成するために、卒業までに学生が身に付けておくべき必須の実践能力の到達目標を提示したもの」であり、「このコア・カリキュラムに示された内容を確実に修得した上で、残りの時間は各学校独自の個性的な学習プログラムを準備することが望まれる」とされている。

・本学歯科衛生学科の現在のカリキュラムは、平成18年（2006年）4月の3年制移行時から実施しているものであるが、その後に公開された「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」の内容が確実に修得できるものであるかを再確認する必要がある。

[改善案]

・「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」には基礎分野も含まれるため、本学の教養科目、専門科目の教育内容を調査し、「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」の内容が確実に修得できるものであるかを再確認する。

・再確認後、もし不足があれば内容を追加し、その上で、本学独自の学習プログラムの特色を明確にし、より個性的で魅力的な学習プログラムを構築する。

(1) プログラムの概要**[現状]**

社会福祉学科では、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成するというカリキュラム・ポリシーのもと、「教養科目」及び「専門科目」が編成されている。

【社会福祉専攻】

保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成すべく、カリキュラムを編成している。

「教養科目」については、すべて選択科目として26科目を設置しているが、「人間理解」、「人間と現代社会」、「地域と生活」、「人間と自然環境」、「健康とスポーツ」の各群からそれぞれ1科目以上、「知の技法」群では「英語」、「実用英会話」、「応用英語」の中から1科目以上を選択し、合計12単位以上の修得をもって卒業要件としている。なお、保育士資格取得のためには、「人間と現代社会」群のうち「発達と教育」は必修科目であり、「知の技法」群では「英語」、「実用英会話」、「応用英語」の中から1科目以上を選択し、「健康とスポーツ」群の「健康科学論」、「体育実技」の2科目は必修科目であり、履修しなければならない。また、社会福祉士国家試験受験資格取得のためには、「人間理解」群の「人間の心理」と「人間と現代社会」群の「生活と法」、「現代社会学」の3科目の中から1科目以上選択し履修することが、必要となっている。

「専門科目」については、「学科共通科目」として2科目、「社会福祉士専門科目」として15科目、「社会福祉士・保育士共通科目」として9科目、「保育士専門科目」として44科目、統括科目として1科目が設置されている。

【介護福祉専攻】

高齢者や障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言が行える介護福祉士を養成すべく、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置したカリキュラムを編成している。

「教養科目」については、すべて選択科目として26科目を設置しているが、「人間理解」、「人間と現代社会」、「地域と生活」、「人間と自然環境」の各群からそれぞれ2単位以上、「知の技法」群では「英語」、「実用英会話」、「応用英語」の中から2単位以上を選択し、合計12単位以上の修得をもって卒業要件としている。

「専門科目」については、「学科共通科目」として2科目、介護福祉士資格取得に必要な科目として51科目、統括科目として2科目が設置されている。

[課題]

社会福祉専攻では、2年間という限られた教育期間のなかで、保育士資格と社会福祉士国家試験受験資格というダブルライセンスに対応するために設置が必要な科目数が増加し、「専門科目」を1年次前期から配置せざるを得ない状況にある。

介護福祉専攻では、法改正(平成23年法律第72号「介護保険法等一部改正法」)により教育課程に医療的ケアに関する教育内容が追加されたため、平成26年度から、医療的ケア科目(3科目120時間)を新設した。これにともない、過密カリキュラムの緩和を目的として、指定科目のほかに本学が独自に設置する必修科目を選択科目とし時間数の削減を図ったが、抜本的な対策にはなりえず、卒業単位数は94単位から99単位に増大した。また、開学時から両専攻にまたがって学生が学ぶことを狙いとして設置されていた「社会福祉演習」は、現在の過密な時間割の中に組み込むことができず、介護福祉専攻の学生に対しては平成21年度から「開講せず」となっていることも懸案である。

[改善案]

両専攻とも、前提条件を無くしたカリキュラムの見直しを今一度行うことが必要と考える。しかしながら、現行制度ではカリキュラム設定が過密にならざるを得ず、根本的な対応は難しい状況である。

(2) プログラムの到達目標 (期待される学修成果)

[現状]

a 身につけるべき知識

具体的な学問領域や方法論

「社会福祉士専門科目」としては、「人・社会・生活」で2科目、「相談支援の理念と方法」で2科目、「地域の基盤整備」で3科目、「サービス関連」で6科目、「実習」で2科目が、それぞれ設置されている。

「保育士専門科目」は、「保育の本質・目的に関する科目」で3科目、「保育の対象の理解に関する科目」で6科目、「保育の内容・方法に関する科目」で11科目、「保育の表現技術」で4科目、「保育実習」で2科目、「総合演習」で1科目がそれぞれ設置されているほか、保育士選択必修科目として16科目が設置されている。

これ以外に、「学科共通科目」として2科目、「社会福祉士・保育士共通科目」として9科目(うち2科目は必修)がそれぞれ設置されている。

なお、これらの科目の授業形態は、講義=32科目、演習=30科目、実習=4科目となっている。

介護福祉専攻の専門科目群は4つの領域に分かれており、講義と演習によって、介護福祉士の資格取得に必要な知識・技術を修得できるように組み立てられている。

第1の領域「人間と社会」では、「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」、「その他」の12科目において、介護実践の基盤となる教養と、

社会保障の制度施策についての基礎的な知識を修得する。第2の領域「こころとからだのしくみ」では、「こころとからだのしくみ」、「障害の理解」、「認知症の理解」、「発達と老化の理解」の10科目において、介護実践に必要な心と身体の仕組みについての知識や、認知症や知的障害、精神障害、発達障害などにおける心理社会的なケアに関する基礎的知識を修得する。第3の領域「介護」では、「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」の26科目において、基本的な介護の知識・技術をはじめ、自立支援や介護過程の展開方法についての知識を修得する。第4の領域「医療的ケア」の3科目においては、医療職との連携のもとに医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。

b 当該分野固有の能力

身につけるべき知識によって獲得すべき学問的な能力

- ・地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的発展向上させる能力
- ・多様な福祉ニーズに対応できるように、総合的に物事を判断できる能力
- ・対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力
- ・人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重することができる能力
- ・社会福祉の原理、対象、歴史、援助方法、担い手、組織運営と経営、制度など社会福祉の基本構造を支える理論・仕組みを説明できる能力
- ・クライアントの理解を踏まえてニーズを社会福祉制度や社会資源と結びつける能力
- ・権利の主体者としてクライアントをとらえる能力
- ・高齢者生活の諸課題とそのニーズを把握する能力
- ・障害を基本的に理解し、新たな障害者観を形成して障害のある人へ接する能力
- ・子どもの発達と権利に深い知識を持ち、子の育ちを保障できる保育実践能力
- ・保護者との信頼関係を形成し、保護者と共に子育て支援する実践能力
- ・地域における子どもの子育て拠点となる環境づくりのために多様な連携・協働を作り出す能力
- ・多様な保育ニーズ、配慮の必要なニーズを持つ子どもへの理解と保育を展開する能力

c 汎用的能力

リテラシーや表現力など当該分野を越えた能力

- ・英語力や情報処理能力
- ・対人関係能力、コミュニケーション能力
- ・生涯にわたって心身の健康を保つことができる能力
- ・メディアリテラシーの能力
- ・文・文章を構造的、論理的にとらえる能力
- ・論理的思考力

- ・ソーシャルスキル
- ・情報機器やシステムを生活の中で活用できる能力
- ・危機管理、安心安全な環境を整える能力

d 身につけるべき姿勢

社会人として涵養されるべき資質

- ・人間性への理解を深め、生命の尊重と人間の尊厳を理解する能力
- ・現代社会に対する理解を深め、時代の要請に的確に対応できる判断力と実践力
- ・文化や社会、経済などを考察し、その発展に貢献することができる能力
- ・人が環境にどのように関わってゆくべきかを考えることができる能力
- ・自分自身の課題を発見し、どのように解決すべきか具体的に考えられる能力
- ・現代社会において生活者の視点に立ち、生活上の課題について考えられる能力
- ・テレビや書籍などの歴史物に興味を抱き、自ら調べて知識・理解を深める能力
- ・子どもへの深い愛情と発達の可能性への強い信念を持ち「子どもの最善の利益」を保障することに努力する能力

[課題]

資格要件となる「専門科目」の履修が中心とならざるを得ず、「教養科目」の自由な履修が困難になっている傾向がある。

[改善案]

「教養科目」の自由な履修が困難になっている現状に対しては、カリキュラム編成の再検討を行わなければならないと考える。

(3) プログラムの履修要件

[現状]

学問的資質や履修しておくべき科目

- ・社会福祉学科の教育プログラムは、教養科目と実習を含めた専門科目で構成されており、指定の条件で社会福祉専攻は合計66単位以上、介護福祉専攻は99単位以上履修することを卒業要件としている。
- ・人への深い関心を持ち人間の尊厳と権利を理解しようとすることができる
- ・他者を大切にする優しさ・豊かな人間性といった福祉の仕事への適性をもっている・社会科学としての社会福祉の理論と実践に関心を持ち、地域社会に貢献しようとする意欲がある
- ・社会福祉士指定科目として、「専門科目」から19科目が必修となっているほか、「教養科目」2科目を含めた3科目から1科目及び「専門科目」3科目から1科目を選択することとなっている

- ・社会福祉士専門科目では、「人・社会・生活」および「相談支援の理念と方法」については、社会福祉士に求められる、福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識、福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術、サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術、専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践を身につけるために、「地域の基盤整備」については、サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術、地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術を身につけるために、「サービス関連」については、虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識を身につけるために、「実習」については、以上の知識および技術を実践的に身につけるために、それぞれ設置されている。
- ・保育士資格を取得するために、「教養科目」3科目および「専門科目」27科目が必修となっているほか、「専門科目」16科目から6単位を選択し、4科目設置されている実習および実習指導から2科目を選択することとなっている。
- ・保育の必修科目は、6つの系列から構成される。①「保育の本質・目的に関する科目」は、保育原理、教育原理、児童家庭福祉、社会福祉、社会的養護の意義、相談援助の概要である。②「保育の対象理解に関する科目」は、保育者の役割、保育実践のための心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、家庭の意義と機能、保育の計画、展開、評価などである。③「保育の内容・方法に関する科目」は、保育所保育指針に基づく保育の基本と保育内容を理解し、子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点からとらえ、子ども理解を深めながら学ぶ。さらに乳児保育、障害児保育、社会的養護における実際、保育相談支援について学ぶ。④「保育の表現技術」は、保育を行う上で必要な技術、身体表現、音楽表現、造形表現言語表現を総合的に習得する。⑤「保育実習」は、保育実施優の意義目的を理解し、実効ある保育実習のために事前講義を学び、実際の実習においては、保育所、児童福祉施設での保育の実際を学ぶ。⑥「保育実践演習」は、保育の課題「少子化、児童虐待、長時間保育と子どもの発達、幼稚園・認定子ども園・小学校との連携について」分析、考察、検討を行い、子どもや保護者に対する援助の技術・方法を学ぶ。さらに保育士資格を取得するために修得したすべての科目や実習の学びを踏まえ、知識技能を修得したことを確認する。
- ・介護福祉専攻では介護福祉士資格取得を前提としてカリキュラム編成されており、介護福祉専攻履修科目表の必修科目を全て履修する必要がある。専門選択科目については、「人間と社会」領域の8科目のうち、4科目以上8単位以上を履修しなければならない。平成26年度から、医療的ケア科目が加わったことにより、卒業最低単位数は94単位から99単位に増加した。

[課題]

- ・社会福祉専攻では、カリキュラムが過密なため、「専門科目」の必修化が難しい。

・介護福祉専攻でも、医療的ケア科目の増設により、カリキュラムの過密化が進んでおり、授業時間外の学習時間や課外活動の時間をもつことが難しくなっている。

また、両専攻の学生がともに学ぶことを狙いとして開学当初から設置された「社会福祉演習」についても、開講できない状態が続いている。

[改善案]

両専攻ともやはり、まず前提条件を無くしたカリキュラムの見直しを今一度行うことが必要と考える。

(4) カリキュラム立案と学修方法についての基本方針

[現状]

プログラムの理念・目的の実現に向けていかに教育課程を編成しているか

・社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を養成するために設定した教育目標に沿って、「教養科目」「専門科目」を系統的、段階的に学習できよう配置してカリキュラムを編成している。

・介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言を行う介護福祉士を養成するために設定した教育目標に沿って、「教養科目」「専門科目」を系統的、段階的に学習できるように配置してカリキュラムを編成している。

[課題]

・カリキュラムが過密なため、科目を時間割に入れ込むことが優先される状況にある。

[改善案]

・履修者の少ない科目同士については、同時開講にするなどの措置を取り、時間割に弾力性を持たせる。

第4章 学生支援体制について

4.1 経済的支援

本学には「授業料減免の制度」があり、①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業成績優秀な学生、②本人と生計を一にしている世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受け、授業料の納入が困難で、かつ学業成績優秀な学生、③その他やむを得ない事情があると学長が認める学生、については、本人の申請により審査の上、授業料の全額または一部を免除している。平成26年度における経済的理由による授業料の減免は50件であった。また、平成25年度では、68件が対象となっている。さらに、日本学生支援機構の奨学金は、本年(平成26年)度末において、第一種奨学金受給者が106人、第二種奨学金受給者が127人であった。

その他の奨学金としては、静岡県介護福祉士修学資金や静岡県看護協会奨学金があり、こちらを利用する学生も存在する。そのほか本学では入学式・卒業式・オープンキャンパス・公開講座・介護技術講習会等の大学運営業務における補助者として、本学の学生アルバイトを採用している。また学生室では学外のアルバイト紹介も行っている。

以上の内容については、学生便覧やホームページに記載するとともに、入学時ガイダンスでも説明を行っている。また、必要に応じて掲示により周知徹底を行っている。

なお、静岡県介護福祉士修学資金及び静岡県看護協会奨学金については、概ね希望者全員に貸与されており、日本学生支援機構(第二種奨学金)についても、希望者に希望額が概ね貸与されており、ほぼ十分な制度的支援が行われていると考えられる。さらに、静岡県等地方自治体の修学資金の利用を継続したり、病院など他の民間団体および企業などの奨学金制度の情報を学生に周知し、利用を勧めている。特に、申込み期限前には学生への一斉メールで周知徹底を促している現状にある。

4.2 健康管理

本学は医療福祉系短期大学なので、地域社会の保健医療の担い手としての意識を涵養するために、学生の健康管理には積極的に当たっている。主として健康支援センターがその業務を担っており、健康支援センターは学生のキャンパスライフ全般に於ける健康に関して全面的にサポートを行っている。詳細は健康支援センター活動報告 2013年度版(2013.04-2014.03)を参照頂きたいが、以下簡単に内容を記す。

1) 一般活動

- ①学内発生の怪我や体調不良に対する応急処置
- ②体調不良によるベッド利用時のケア
- ③症状に応じて医療機関への紹介や受診の手配及び搬送
- ④心身の健康に関する各種相談
- ⑤スタッフミーティング

開催日：毎週月曜日 13:30～40分から1時間程度。

参加者：健康支援センター分所長・保健室看護師・学生室事務担当
(月1回カウンセラー・キャリア支援センター(11月末から)も参加)

- 目的：1) 支援センターの運営について検討
2) 1週間の保健室の利用状況および情報交換
3) 感染症の発生状況に関する情報提供
4) 学生・教職員への情報提供

⑥カウセリング

毎週木曜4人のカウンセラーにより実施されている。(4枠設けている)

2) 定期健康診断(学生) 年1回 4月に実施

内科診察・健診および骨密度・体成分測定、1年生のみ歯科検診

- ①異常所見の認められた学生に対して、医療機関への受診、再検査を勧めると共に日常的な保健指導を行う。
- ②検査結果・個人票の配布を学生ひとり一人に対して行う。
- ③検査結果のデータ整理および管理

3) 感染症予防対策

毎年4月のガイダンスの時期に全学科・全学年の学生に対して、健康で安全・安心なキャンパスライフをおくるための「感染予防と食生活に関する基本講習会」を実施している。

さらに、以下の重要な感染症に対しては

*小児感染症

- ①入学生に小児感染症の「麻疹」「風疹」抗体価検査を実施し、陰性者にはワクチン個人接種指導をする。
- ②健康診断時の感染症抗体検査結果(水痘、流行性耳下腺炎)ワクチン接種を推奨、学内で実施している。

*B型肝炎

- ①B型肝炎抗原抗体検査(全学科・全学年)を実施し、陰性または低抗体価の学生に対して3回のワクチン接種を実施している。

*結核

- ①ツベルクリン反応検査：1年生のみ実施。2回実施した結果、陰性または疑陽性の学生に対してBCG接種を推奨している。

また、上記疾患の予防接種の実施確認を行い、未実施の学生に対しては予防接種の意義等も説明後、近隣医療機関で実施させ、実施証明書の提出を依頼し、接種の徹底

を図っている。

* インフルエンザ流行時期には、教育棟エントランスホール入口と事務棟入口に速乾性手指消毒薬を準備する。

* 緊急時には、マスクの配布を行うことも予定している。

4) 女性健康相談のサポート

女性健康相談・更年期相談時、体成分・骨密度測定をサポートなど
相談日…月・火・金曜日午後

5) 骨密度・体成分測定と食事・運動・生活指導

6) 学外実習参加に際して、「実習のための健康に関する証明書」を発行している。

7) 近隣医療機関でHBsワクチン接種をするために、HBs抗体価の証明書を発行している。

8) 針刺し事故後のフォロー

9) 保健室前の掲示

- ・ 予防接種の案内
- ・ 熱中症の症状・処置・予防について
- ・ 災害トリアージについて
- ・ かぜとインフルエンザの違い・予防対策
- ・ 学内インフルエンザ発生・注意喚起
- ・ 花粉症について
- ・ 献血のお知らせ
- ・ ドライアイについて
- ・ 学内（県大・短大）での講座の案内

10) 学生相談パンフレット作成（学生室で作成）

11) インフルエンザやその他感染症発生状況確認

4.3 メンタルケア

1. 学内：健康支援センターが実施しているメンタルケア

- ・ 保健師・看護師による相談

月曜から金曜まで随時実施（9：00-17：00）

- ・ 専門家によるカウンセリング

毎週木曜4人のカウンセラーにより実施されている。

（10：00-18：00、4枠設けている）

2. 学外：「こころの健康相談統一ダイヤル」（電話相談）などの利用を勧めている。

（静岡県精神保健福祉センター、毎日利用可能、

例えば水・木・金では、8：30～24：00）

第5章 研究活動の評価について

本学は平成21年度に文部科学大臣の認証を受けた評価機関である財団法人大学基準協会の短期大学認証評価を受け、短期大学基準に適合している旨の評価結果を得た。しかしながら、その際の認証評価結果中のⅢ 短期大学に対する提言の研究活動と研究環境の項目において、「客観的に研究活動の評価する項目（査読の有無、単著・共著等）を含んだ形で、各教員の研究論文のデータベース化を構想しており、研究活動の活性化に努めることを期待する。」との記載を受けている。そこで、前回の認証評価よりすでに5年が経過した今年度の自己点検自己評価の一項目として、研究業績データベース化の進捗状況の検討を本学教員の学位取得状況の検証と合わせて行うこととした。

5.1 研究業績データベース化の進捗状況

結論からいうに、前回の短期大学認証評価における点検・評価報告書中の6. 研究活動と研究環境における<改善方策の検討>として、「現在、各教員の研究論文のデータベースを客観的な評価項目、査読の有無、単著、共著等を含んだかたちで構築するという提案がされている。」との記載があるにもかかわらず、残念ながら、現在において、本学において研究業績のデータベース化は成されていない。その最大の理由は、何のためのデータベース化かという認識が共有されていないからであると考えられる。

毎年度公刊されている本学研究紀要の業績一覧において、単年における各教員の研究業績が公表されている。また、毎年度行われている教員活動実績報告書中には過去5年間の研究活動として、原著論文等の記載が求められている。現状においては、学内的にはこれで十分であると認識されている。

このような現状であるので研究論文のデータベース化は、フォーマットが示されれば、各教員個人の登録(自助力)によって比較的容易に完結するものと推測される。このように、データベース化は比較的簡単に成されると思われるが、前回の短期大学認証評価における点検・評価報告書中にも記載されるように研究業績を点検する単位、システム、体制、評価方法をいかに設定すべきかの問題が同時に生じると考えられる。すなわち、繰り返しになるが本データベースは、何のためのデータベースであるのか、評価をいかに行うのか、あるいは、どこの委員会の管轄とするのが良いのか等の検討は、今後の課題であると考えられる。

5.2 学位取得状況

平成26年4月1日現在の短期大学部常勤教員数は54名(助手を除く)である。そのうち修士以上の学位を有する者は96%であり、一般教育等と歯科衛生学科においては博士号を有する者が半数以上を占めている現状にある。

学科等名	人数	博士		修士		学士	
一般教育等	6	3	50%	2	33%	1	17%
看護	17	1	6%	16	94%	0	
歯科	11	6	55%	5	45%	0	
社会福祉	20	2	10%	17	85%	1	5%
合計	54	12	22%	40	74%	2	4%

一方、次表は職位別の学位取得状況であるが、現状では全学的に見ると教授であっても博士号を有する者が半数に満たない状況である。ちなみに、各学科等の教授における博士号の取得状況は、一般教育等 100%、看護学科 33%、歯科衛生学科 100%、社会福祉学科 17%であった。

合計	博士		修士		学士	
教授	5	42%	7	58%		
准教授	4	31%	9	69%		
講師	2	12%	13	76%	2	12%
助教	1	8%	11	92%		

短期大学認証評価の【基準3. 教員・教員組織】の解説中に、『高等教育機関として求められる教育研究活動を全うするため、教員にはその職責にふさわしい地位・身分が保障されると同時に、適切な待遇が与えられる必要がある。そのため、短期大学は、教員の教育・研究活動の状況を把握し、教育・研究業績の質を検証するためのシステムを確立する必要がある。』との記載がある。が、何を以て質の検証とするのであろうか。たとえば、研究においても一概には、原著論文数、impact factor (IF) 等がその尺度と考えられる。しかしながら、分野によっては、生涯に1本の論文を纏めあげられればというような分野も存在する。ましてや、IF はあくまで指標に過ぎず過信すべきではない。この点に関して、今後の検討課題は多いと考える。

学位、例えば文学博士などは、従来自分の学問体系を樹立したような大学者、いわゆる碩学泰斗の称号であって、現在でも一部にその名残がある。しかしながら、昨今の趨勢として博士号は研究者としての出発点との考えになってきつつあると思われる。

現在、学位授与はこのような過渡的な状況にあると思われる。本学に赴任後に、学位を取得している教員も散見される。その努力は多としてしかるべきであるが、他方、講義、学内外の実習(特に学外実習)に忙殺され、自らの研究時間が圧迫されている教員が存在することも事実である。

したがって、学位が研究の評価に直接結びつくとは言いにくい現状ではあるが、今後は研究者としての職責、職位に見合った研究歴を保証するためにも学位の取得を積極的に行うべきであり、教員の採用に当たっても博士の学位は必須となると考える。また当然のこ

とながら、そのための時間の保障や支援体制の考慮も必要と考える。

5.3 教員活動評価

本学において現在実施されている教員活動実績報告は、教育、研究、社会貢献等、大学運営等の 4 項目において評価が行われている。評価される大多数の者が妥当だとする評価項目、評価基準であり、かつまたそれぞれの立場を加味した評価でなければ適正な評価には成り得ないと考える。例えば、叙上のように研究評価についても統一(画一)的な指標は難しい。しかしながら、評価を行うこと自体は必須と考えられている状況においては、今後、各教員間の教育、研究、地域貢献、学内貢献にかかる時間とかけざるを得ない時間、またその結果の期待値等、評価者からの(標準的な)指標の提示が必要と考える。

教員活動評価を質保証にどう生かしていくかは今後の課題である。